

トランプ米大統領の100日を読む・VI

それでも消えない「トランプ的变化」への期待

みずほ総合研究所 欧米調査部長

安井明彦

トランプ大統領の誕生から、早くも4カ月が経過する。選挙公約は、多くが実現にこぎ着けられず、「大統領の力」だけでは大きな変化を起こせないことが明らかになってきた。今後の米国は「議会の動向」が左右する見通しであり、与野党ともに、国民が抱える不安や不満に対する処方箋を提示できるかどうかがかぎを握る。

就任100日の公約につまずき、「実務家主導」へ移行

2017年1月20日のトランプ大統領就任から約4カ月が経過した。トランプ大統領の言動は、相変わらず物議を醸し続けている。5月9日には、「コミー米連邦捜査局（FBI）長官の解任」のニュースに衝撃が走った。FBIは、ロシアによる大統領選挙への介入疑惑に関連して、トランプ政権関係者への捜査を進めていた最中にあり、米国のメディアはこぞって、1973年にニクソン大統領がウォーターゲート事件の捜査を指揮する特別検察官を解任した事件と重ねあわせ、今回の解任劇を大きく報じている。

他方で、肝心の大統領としての成果は、お世辞にも芳しいとは言い難い。移民・難民の入国規制は裁判所に差し止められ、オバマケアの廃止・修正は議会審議に手こずっている。経済公約の目玉である税制改革は、就任100日の節目（4月29日）が近づく4月26日に、ようやく改革骨子の発表にこぎ着けたが、紙一枚にまとめられた簡素な骨子は、ほとんどが選挙公約の内容を繰り返す新味の薄い内容だった。署名した大統領令や成立させた法律の数こそ多いが、TPP（環太平洋パートナーシップ）協定からの離脱やエネルギー関連の規制緩和などを除けば、目立った成果は決して多くない。米ギャロップ社の調査によれば、就任から3カ月の平均支持率（41%）は、第二次世界大戦後に就任した大統領のなかで、誰よりも低い水準に沈んでいる。

この4カ月で明らかになったのは、大統領と少数の側近だけでは、大きな変化は起こせないという現実である。そもそも、選挙と政権運営では、求められる能力が異なる。「米国第一主義」など、選挙戦では見栄えの良かったスローガンを、いざ実際の政策に置き換えるには、堅実な実務能力が必要とされる。政権運営を支える巨大な官僚組織を指揮するには、頼りになるスタッフも揃えなければならない。ところがトランプ大統領は、首席戦略官のバノン氏など、選挙戦から仕えてきた少数の側近

を頼りに、政権運営を進めてきた。その結果、政権人事は遅れに遅れ、大統領による指名が必要な各省の主要な役職は、政権発足から100日が経過した時点でも、9割近くが人選すら終わっていなかった。

就任から100日間でのつまづきを背景に、さすがのトランプ政権にも変化がみられる。バノン氏などの攻撃的な論客は目立たなくなり、コーン経済担当補佐官やロス商務長官など、実務能力に秀でた人材が機能し始めている。4月に行われた日米経済対話では、ロス長官が当初からのまとめ役であるペンス副大統領に同行し、日本側閣僚と会談を重ねるなど、その存在感を発揮した。

ただし、実務家主導への移行は、全面的な路線変更を意味するとは限らない。スローガン先行だった「米国第一主義」を、現実的な政策に置き換える作業が進められているに過ぎない可能性もあるだろう。例えば通商政策では、NAFTA（北米自由貿易協定）からの脱退といった選挙当時の過激な主張を直ちに実行するのではなく、アンチダンピングや相殺関税などの伝統的な手段を積極的に活用し始めている。トランプ政権は、ようやくスタート地点に立とうとしているといえよう。

公約実現のカギを握る議会共和党との「協調」

「大統領の力」の限界が明らかになってきたことに象徴されるように、今後の米国を読み説くうえで、トランプ大統領の一挙手一投足に振り回されるのは生産的ではない。それどころか、あまりにトランプ大統領に注目しすぎていると、今後の米国を見誤りかねない。

公約の実現に関していえば、むしろ注目すべきは、米議会の動向である。重要な公約である税制改革やインフラ投資は、議会の助けがなければ実現できない。米国では、財政にかかわる政策を実行するためには、議会による立法が不可欠だからだ。現在の議会では、大統領と同じ共和党が上下両院で多数を占める。議会共和党が、トランプ大統領の公約を立法化できるかどうか、今後の焦点となる。だが、その道のりは平坦ではない。議会共和党には、超えなければならない「3つの障害」があるからだ。

第1に、トランプ大統領との「考え方の違い」である。トランプ大統領が公約に掲げる税制改革には、大型減税が含まれている。公約通りそのまま実施すれば、財政赤字の拡大を招きかねない。これに対して、「小さな政府」を好む議会共和党は、かねてから向こう10年間での財政赤字解消を目標に掲げてきた。税制改革による財政赤字の拡大を避けるためには、それに合わせて歳出を削減するなどの工夫が必要になる。また、どの程度の経済成長率を見込むかも、大きな論点になるだろう。トランプ政権は、減税などの公約が実現すれば、米国の成長率は3%台に高まるとしており、高成長による税収増によって、財政赤字の拡大を防ぐことができると主張している。

第2に、処理しなければならない「議題の多さ」である。税制改革やインフラ投資のほかにも、議会には取り組まなければならない議題が数多くある。とくに、予算の立法化と法定債務上限の引き上げには、時間的な制約がある。10月1日の年度初めまでに予算を立法化できなければ、政府機関は閉鎖に追い込まれる一方、年後半までに必要な債務上限の引き上げに手間取れば、世界の金融市場が混乱した2011年夏のように、米政府のデフォルト懸念が再燃しかねない。時間的な制約がある議題の存在を考えると、議会が税制改革やインフラ投資の立法化を終えられるのは、今年末にずれこみそうだ。場合によっては、2018年へと越年する可能性もあるだろう。

そして第3に、共和党と民主党の「議席数の差」が、それほど大きくないことである。米国は伝統的に党議拘束が弱く、党内の意見の相違も小さくない。いくら多数党といっても、現在の議席数では、共和党議員だけで公約の立法化にこぎ着けるのは容易でない。例えば、議席総数435議席の下院では、共和党の議席数が民主党を45議席上回っているが、なかにはトランプ政権の方針に従わない共和党議員もいる。実際、5月4日に下院で投票が行われたオバマケアの廃止・修正に関する法案は、トランプ政権の重要課題であるにもかかわらず、わずか4票差で可決された。まして、総議席数が100議席の上院では、共和党と民主党の議席数の差は4議席しかない。賛否が同数の場合は副大統領が1票を投じることになるが、それでも共和党は、3人の上院議員が離反すれば過半数を割り込んでしまう。

「トランプ的变化」の審判を仰ぐ2018年中間選挙

こうしたなか、共和党議員にとって気になるのは、来年11月に投票が行われる中間選挙のゆくえであろう。トランプ大統領の再選が問われる2020年に先立って、議会是有権者の審判を仰がなければならない。米国では、トランプ政権の低調なスタートを背景に、共和党が大きく議席を減らす可能性が指摘され始めている。

もっとも、このままトランプ政権が失速し、議会中間選挙で共和党が議席を減らしたとしても、米国の政治が「トランプ以前」の状態に回帰すると考えるのは早計だろう。トランプ大統領誕生の背景にあった有権者の不安や不満に対しては、これといった処方箋が示されていないからだ。既成の政治への反発や、保護主義的な通商政策などの「トランプ的な変化」への期待は、そう簡単には消えそうにない。

トランプ大統領が生まれた背景には、次世代の可能性に対する期待の喪失、つまりアメリカン・ドリームの崩壊があった。選挙でトランプ大統領を支持した人たちは、「次世代の暮らしは自分たちより悪くなる」と考える割合が高かった。

もともと、米国はチャンスの国であり、「どのような家庭に生まれたとしても、努力さえ怠らなければ、次の世代は親の世代を超えていくことができる」と考えられてきた。ところが実際には、子世代が親世代を超えることは難しくなっている。親世代と子世代の実質所得を30歳前後で比較すると、1940年に中間的な所得の家庭に生まれた子の場合、その約9割が親の実質賃金を超えられていた。これに対して、1980年生まれでは、親の実質所得を超えられた割合は、5割程度にまで低下している。

先進国のなかでも米国は、子世代が親世代の属する所得階層から抜け出し難い国になっている。所得格差の拡大が言われて久しいが、格差は拡大しているのみならず、世代を超えて固定化されている。

アメリカン・ドリームを復活させるような処方箋は、いまだ明らかではない。そうしたなかで、不安や不満の矛先は、グローバル化の進展や移民の増加に向けられている。たしかにトランプ大統領の公約からは、格差の固定化を緩和するような内容は見出し難い。しかし、対する民主党も、とくに通商政策では、トランプ大統領よりも保護主義的な姿勢を強めているのが現実である。

トランプ大統領を批判することは簡単だ。しかし、「再び米国を偉大にする」という公約が、アメリカン・ドリームの崩壊に怯える米国民の琴線に触れた面があることを忘れてはならない。「トランプ的变化」への期待を断ち切るには、大統領を支持した人々への回答を見出す必要がある（了）。

当レポートは情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。本資料は、当社が信頼できると判断した各種データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることもあります。